

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

茅ヶ崎市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 萩園地区

(1) 現況

本地区は、東部および南部において基盤整備事業が実施されており、生産効率のよい農用地に整備されるとともに、農道及び農業用排水路の整備も行われた。しかし、市街化区域と高速道路建設地に挟まれており、周辺環境の変化の影響を受けることが予想される。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地区では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、基盤整備の済んだ農地において、多くの積極的な生産者による、より効率的な露地野菜や施設園芸の生産を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	萩園地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域





設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

なし。

促進計画区域図 イメージ

凡例

-  農業振興地域
-  農用地
-  農業用施設用地
-  1号事業(多面的機能支払)

